2020年6月10日

学校薬剤師各位

一社）下越薬剤師会

事務局長　成澤　千鶴子

TEL 0254-26-8931

**「学校での消毒用アルコールの保管」について**

　新型コロナウイルスへの対策として、学校等において消毒用アルコールが保管されている場合は、下記を

参考に学校薬剤師業務にあたってください。　ご不明な点は　成澤　までお願いします。

1. 消毒用アルコールは、アルコール濃度が60％以上（重量％）の場合、危険物に該当します。

危険物に該当する製品には、ラベルに危険物の表示があるようです。

体積％で表している場合は、６７％以上が危険物となります。

1. 危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合は、その数量に応じて消防署へ申請又は届出が必要です。第四類・アルコール類の少量危険物指定数量は８０Lです。

・貯蔵・取扱量が８０L未満の場合、届出・申請の必要はありません。

・貯蔵・取扱量が８０L以上400L未満の場合、少量危険物となり、届出が必要です。

・貯蔵・取扱量が400L以上の場合、危険物となり、申請が必要です。

尚、同一保管場所に他の危険物を貯蔵している場合は、それぞれの少量危険物倍数の合計が１以上の場合、届出の必要があります。

1. 少量の消毒用アルコールであっても、火気に注意し、取り扱う際には換気に注意しましょう。

また、保管場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けましょう。

1. 消毒用アルコールを詰め替える場合、容器には「消毒用アルコール」であること、「火気厳禁」などの注意事項を記載してください。

誤飲を避けるため、絶対にペットボトルなど飲料用容器の使用は避けてください。

危険物の取扱いや届出についてご不明な点は、最寄りの消防署にご相談ください。

詳細は、以下の資料をご確認ください。東京消防庁の資料がとてもわかりやすいです。

○消毒用アルコールの取り扱いにご注意ください！！（東京消防庁）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-kouhouka/pdf/020417-2.pdf>

○消毒用アルコールの安全な取扱いについて（新潟市）

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/oshirase/kasaiyobo/shoudokuyou.html>

○新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬局等での高濃度エタノール製品の取扱いについて（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624088.pdf>